

## 横浜町単独処理浄化槽撤去事業費補助金交付要綱

平成28年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、既設の単独処理浄化槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で当該撤去等に要する経費の補助を行い、合併処理浄化槽の普及促進を図ることを目的とする。その交付については、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽(みなし浄化槽)をいう。

(2) 合併処理浄化槽

横浜町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第2条に規定するものをいう。

(3) 撤去費等

単独処理浄化槽の撤去並びに埋め戻しに要する経費をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、横浜町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金の補助金交付対象者で、既設の単独処理浄化槽の撤去等をする者であること。

(補助金の額)

第4条 単独処理浄化槽撤去に係る補助金の額は、90,000円を限度とする。ただし、当該撤去に要する経費に相当する額が90,000円に満たない場合は、その額を限度とする。また、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする(配管撤去費及び清掃代は除く)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 撤去費等の見積書

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(変更等の申請)

第7条 補助事業の変更等の承認を受けようとする者は、事業計画変更(中止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 単独処理浄化槽撤去工事の工程を証する写真  
(着工前・清掃・消毒・撤去又は埋め戻し・完成)

(2) 領収書の写し

(3) 単独処理浄化槽廃止届出書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の書類は、横浜町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金事業の設置工事完了後1ヶ月以内又は3月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、当該事業に適合すると認めるときは、補助金を確定し、補助金交付確定通知書(様式第5号)により速やかに通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の確定後、補助金請求書(様式第6号)による申請者の請求により補助金を交付する。

(補助金交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付決定を取消した場合、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、単独処理浄化槽の状況を施工現場において確認することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。